

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・一般競争入札の参加者の資格等	地 域 環 境 課
・生活保護法に基づく指定医療機関の指定	福 祉 保 健 課
・生活保護法に基づく指定医療機関の変更	"
・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	"
・生活保護法に基づく指定介護機関の指定	"
・生活保護法に基づく指定介護機関の変更	"
・生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	"
・生活保護法に基づく指定施術機関の指定	"
・生活保護法に基づく指定施術機関の廃止	"
・電線共同溝整備道路の指定	道 路 維 持 課
・公有水面埋立ての免許の出願	港 湾 課
・海岸保全区域の指定（2件）	"
・港湾隣接地域の指定（2件）	"
・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	砂 防 課
・急傾斜地崩壊危険区域の指定	"
◎ 公 告	所管課（室）名
・一般競争入札の実施	地 域 環 境 課
・土地改良区の役員の就退任（2件）	農 村 整 備 課
・換地変更計画の決定	"
・砂利採取業務主任者試験の実施	監 理 課
・測量の実施	建 設 企 画 課
・落札者等	警 察 本 部 会 計 課
◎ 公安委員会告示	所管課（室）名
・運転免許取得者等教育の認定機関の変更の届出	運 転 免 許 管 理 課
・運転免許取得者等検査の認定機関の変更の届出	"

告 示

長崎県告示第522号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和5年8月4日

長崎県知事 大石 賢吾

1 競争入札に付する事項

令和5年度長崎県P P A方式による県有施設への太陽光発電設備等導入事業

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 一般競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日及び入札期日以前6か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号又は第6号の規定に該当する者
- (10) 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第33条の規定により公表されることが決定された者で、当該決定がなされた日から2年を経過していない者
- (11) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱第4条に基づく排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者
- (12) 令和4年4月1日から一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）の提出期限の日までにおいて、電気事業法、再生エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法、建築基準法、建設業法その他、太陽光発電設備の設置工事に関し、法令に基づく行政処分を受けた者又はこれらの法令に違反し、罰金以上の刑に処せられた者

3 競争入札参加者の資格要件

平成31年4月1日から申請書の提出期限の日までにおいて、国内における事業用太陽光発電設備（一般住宅以外に設置する出力10kW以上の太陽光発電設備）の導入実績を2件以上有すること（P P A方式に限定するものではない。）。

4 競争入札参加者の資格及びその審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。
- (2) 審査事項
 - ア 年間売上高
 - イ 営業年数
 - ウ 従業員数
 - エ 財務比率（純利益、固定長期適合率及び流動比率）
 - オ 3に該当する業務の履行実績

5 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- (1) 申請の時期
この告示の日から、令和5年8月18日（金）までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
- (2) 申請書の入手方法
申請書は、この告示の日から(4)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
なお、県のホームページから入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法
入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(4)に掲げる場所に持参又は郵送（書留郵便により令和5年8月18日（金）必着）し提出すること。
 - ア 誓約書（様式第2号）

- イ 印鑑届（様式第3号）
 ウ 口座振替申込書（様式第4号）
 エ 法人にあっては登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 オ 個人にあっては、本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 カ 県税に関し未納がないことを証する証明書
 キ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 ク 3に該当する業務の履行実績を証明する書類（様式第5号）
 ケ その他入札参加資格条件を満たすことを証する書類
 ※提出書類は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

(4) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

(住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

(名称) 長崎県県民生活環境部 地域環境課 温暖化対策班

(電話) 095-895-2512 (直通)

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知（郵送）する。

7 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和6年3月31日までとする。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第523号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和5年8月4日

長崎県知事 大石 賢吾

(指 定)

医療機関名	開設者	所在地	指定年月日	有効期間
岩松薬局	有限会社 岩松薬局 代表取締役 岩松 壽美子	長崎県諫早市高来町三部 壺291-7	令和5年7月1日	令和11年6月30日
山崎病院	医療法人 七久会 理事長 山崎 善之	長崎県諫早市小長井町小川原浦656番地	令和5年7月1日	令和11年6月30日
吾妻スマイル調剤薬局	有限会社吾妻薬局 代表取締役 森田 浩一	長崎県雲仙市吾妻町本村 名248	令和5年7月1日	令和11年6月30日
おひさまこどもクリニック	医療法人青空会 理事長 尹 忠秀	長崎県西彼杵郡長与町高田郷923-1	令和5年6月1日	令和11年5月31日
かたやまハートケアクリニック	片山 敏郎	長崎県西彼杵郡長与町北陽台1丁目2-1	令和5年6月1日	令和11年5月31日
橋口歯科医院	橋口 賢一郎	長崎県大村市竹松本町 934-3	令和5年6月11日	令和11年6月10日

長崎県告示第524号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和5年8月4日

長崎県知事 大石 賢吾

(変 更)

区分	医療機関名	開設者	所在地	変更事項	変更年月日
旧	長崎整形外科こやまクリニック	医療法人クローバー 理事 長 藤本 得宮子	長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷662番地	名称変更	令和5年4月1日
新	長崎整形外科よつ葉クリニック				

長崎県告示第525号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和5年8月4日

長崎県知事 大石 賢吾

(廃 止)

医療機関名	開設者	所在地	廃止年月日
医療法人善仁会 栗原医院	医療法人善仁会栗原医院 理事長 栗原 公太郎	長崎県南島原市加津佐町己3089番地1	令和5年5月31日
大坪歯科医院	大坪 克安	長崎県南松浦郡新上五島町青方郷2299	令和5年5月15日
吉田歯科医院	吉田 剛揮	長崎県大村市玖島1丁目63-1	令和5年5月20日
中尾野中医院	野中 シゲ	長崎県東彼杵郡波佐見町中尾郷959	令和5年5月31日

長崎県告示第526号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和5年8月4日

長崎県知事 大石 賢吾

(指 定)

事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日		
養護老人ホーム 福寿園	長崎県諫早市有喜町537番地1	社会福祉法人 寿光会 理事長 出口 晴彦	長崎県諫早市有喜町537番地5	介護予防特定施設入居者生活介護 特定施設入居者生活介護	令和5年6月1日

長崎県告示第527号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により

りその例によることとされる場合を含む。)の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。
 令和5年8月4日

長崎県知事 大石 賢吾

(変 更)

区分	事業所の名称及び所在地		届出者の名称及び所在地		変更事項	変更年月日
旧	西海市社協さいかいヘルパーセンター	長崎県西海市西海町黒口郷1477番地1	社会福祉法人 西海市社会福祉協議会 会長 宮崎 正宏	長崎県西海市西海町黒口郷1477番地1	名称変更	令和5年3月31日
新	西海市社協ヘルパーセンター					
旧	西海市社協さいかいデイサービスセンター	長崎県西海市西海町黒口郷1477番地1	社会福祉法人 西海市社会福祉協議会 会長 宮崎 正宏	長崎県西海市西海町黒口郷1477番地1	所在地変更	令和5年4月1日
新		長崎県西海市大島町1832番地1				

長崎県告示第528号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和5年8月4日

長崎県知事 大石 賢吾

(廃 止)

事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地		サービスの種類	廃止年月日
西海市社協おおさきヘルパーセンター	長崎県西海市大島町1832番地1	社会福祉法人 西海市社会福祉協議会 会長 宮崎 正宏	長崎県西海市西海町黒口郷1477番地1	訪問介護、訪問型サービス（独自）	令和5年3月31日
西海市社協おおせとヘルパーセンター	長崎県西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷920番地12	社会福祉法人 西海市社会福祉協議会 会長 宮崎 正宏	長崎県西海市西海町黒口郷1477番地1	訪問介護、訪問型サービス（独自）	令和5年3月31日

長崎県告示第529号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関として次のとおり指定した。

令和5年8月4日

長崎県知事 大石 賢吾

(指 定)

業務の種類	指定施術機関名 (指定施術者名)	施術者住所	開設施術所名称 (施術所を開設している場合)	開設施術所所在地 (施術所を開設している場合)	指定年月日
柔道整復	清水 尚輝	長崎県西彼杵郡長与町丸田郷2038			令和5年7月24日
あん摩マッサージ指圧 はり・きゅう	増輪 正文	長崎県諫早市西里町499番地			令和5年7月24日

長崎県告示第530号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

令和5年8月4日

長崎県知事 大石 賢吾

(廃 止)

業務の種類	指定施術機関名 (施術者氏名)	施術者住所	施術所名称 (施術所を開設している場合)	施術所所在地 (施術所を開設している場合)	廃止年月日
柔道整復	伊藤 亮	長崎県雲仙市吾妻町田之平名254-1 藤田アパートD棟			令和5年7月1日

長崎県告示第531号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和5年8月4日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	382号	対馬市厳原町棧原59番10地先から 対馬市厳原町日吉237番地先までの上下線

長崎県告示第532号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があった。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年8月4日

大島港港湾管理者 長崎県
代表者 長崎県知事 大石 賢吾

1 出願事項

(1) 出願の年月日 令和5年6月26日

(2) 出願人の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

名 称 長崎県

所在地 長崎県長崎市尾上町3番1号

代表者の氏名 長崎県知事 大石 賢吾

代表者の住所 長崎県長崎市尾上町3番1号

(3) 埋立区域

ア 位置

長崎県平戸市大島村神浦字三軒家374番に隣接する道に隣接する白地、及び同字373番から353番を経て347番2に隣接する道の地先公有水面

イ 区域

省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積

895.21平方メートル

(4) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

長崎県平戸市大島村神浦字三軒家374番に隣接する道に隣接する白地、及び同字374番から353番を経て

345番1に隣接する道、及び道の地先公有水面

イ 区域

省略（縦覧図書のとおり）

ウ 面積

10,295.32平方メートル

(5) 埋立地の用途

港湾施設用地

2 縦覧の場所及び期間

(1) 縦覧の場所

ア 長崎県長崎市尾上町3番1号

長崎県土木部港湾課

イ 長崎県平戸市田平町山内免808番地

長崎県県北振興局建設部田平土木維持管理事務所

ウ 長崎県平戸市岩の上町1508番地3

平戸市役所

(2) 縦覧の期間

告示の日から起算して3週間

長崎県告示第533号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域として次のとおり指定する。

なお、大村湾沿岸時津港海岸日並地区海岸日並地先海岸及び大村湾沿岸日並港海岸日並地区海岸釜島地先海岸に係る海岸保全区域（昭和56年長崎県告示第247号及び昭和33年長崎県告示第170号）は、廃止する。関係図面は、長崎県土木部港湾課備付けの海岸保全区域台帳平面図のとおりである。

令和5年8月4日

長崎県知事 大石 賢吾

沿岸名	漁港名 港湾名 海岸	地 区 海岸名 島 名	地 先 海岸名 島 名	指 定 区 域																																																								
大村湾	時津港	日並	日並	<p>次の基点1から基点25まで順次直線で結んだ線、基点1と補助点1を結んだ直線、補助点1から補助点6まで順次直線で結んだ線及び基点25と補助点6を結んだ直線により囲まれた区域。</p> <p>基準点 長崎県西彼杵郡時津町日並郷1056番1地先町道に設置された3級基準点（3-17） （北緯32度51分08.07秒、東経129度49分22.06秒） 以下「基準点」という。</p> <p>陸域の標示</p> <table border="1"> <tr><td>基点1</td><td>基準点から</td><td>353度20分</td><td>682.0mの標示杭</td></tr> <tr><td>基点2</td><td>基点1から</td><td>141度30分</td><td>36.0mの標示杭</td></tr> <tr><td>基点3</td><td>基点2から</td><td>128度00分</td><td>168.0mの標示杭</td></tr> <tr><td>基点4</td><td>基点3から</td><td>144度00分</td><td>50.0mの標示杭</td></tr> <tr><td>基点5</td><td>基点4から</td><td>192度00分</td><td>64.0mの標示杭</td></tr> <tr><td>基点6</td><td>基点5から</td><td>233度30分</td><td>52.0mの標示杭</td></tr> <tr><td>基点7</td><td>基点6から</td><td>186度30分</td><td>118.0mの標示杭</td></tr> <tr><td>基点8</td><td>基点7から</td><td>174度30分</td><td>58.0mの標示杭</td></tr> <tr><td>基点9</td><td>基点8から</td><td>195度30分</td><td>107.0mの標示杭</td></tr> <tr><td>基点10</td><td>基点9から</td><td>86度30分</td><td>157.0mの標示杭</td></tr> <tr><td>基点11</td><td>基点10から</td><td>359度10分</td><td>120.0mの標示杭</td></tr> <tr><td>基点12</td><td>基点11から</td><td>39度30分</td><td>100.0mの標示杭</td></tr> <tr><td>基点13</td><td>基点12から</td><td>129度10分</td><td>168.0mの標示杭</td></tr> <tr><td>基点14</td><td>基点13から</td><td>125度00分</td><td>26.0mの標示杭</td></tr> </table>	基点1	基準点から	353度20分	682.0mの標示杭	基点2	基点1から	141度30分	36.0mの標示杭	基点3	基点2から	128度00分	168.0mの標示杭	基点4	基点3から	144度00分	50.0mの標示杭	基点5	基点4から	192度00分	64.0mの標示杭	基点6	基点5から	233度30分	52.0mの標示杭	基点7	基点6から	186度30分	118.0mの標示杭	基点8	基点7から	174度30分	58.0mの標示杭	基点9	基点8から	195度30分	107.0mの標示杭	基点10	基点9から	86度30分	157.0mの標示杭	基点11	基点10から	359度10分	120.0mの標示杭	基点12	基点11から	39度30分	100.0mの標示杭	基点13	基点12から	129度10分	168.0mの標示杭	基点14	基点13から	125度00分	26.0mの標示杭
基点1	基準点から	353度20分	682.0mの標示杭																																																									
基点2	基点1から	141度30分	36.0mの標示杭																																																									
基点3	基点2から	128度00分	168.0mの標示杭																																																									
基点4	基点3から	144度00分	50.0mの標示杭																																																									
基点5	基点4から	192度00分	64.0mの標示杭																																																									
基点6	基点5から	233度30分	52.0mの標示杭																																																									
基点7	基点6から	186度30分	118.0mの標示杭																																																									
基点8	基点7から	174度30分	58.0mの標示杭																																																									
基点9	基点8から	195度30分	107.0mの標示杭																																																									
基点10	基点9から	86度30分	157.0mの標示杭																																																									
基点11	基点10から	359度10分	120.0mの標示杭																																																									
基点12	基点11から	39度30分	100.0mの標示杭																																																									
基点13	基点12から	129度10分	168.0mの標示杭																																																									
基点14	基点13から	125度00分	26.0mの標示杭																																																									

				基点15	基点14から	129度20分	684.0mの標示杭
				基点16	基点15から	225度40分	303.0mの標示杭
				基点17	基点16から	153度40分	127.0mの標示杭
				基点18	基点17から	122度30分	104.0mの標示杭
				基点19	基点18から	210度30分	21.0mの標示杭
				基点20	基点19から	130度40分	60.0mの標示杭
				基点21	基点20から	39度40分	41.0mの標示杭
				基点22	基点21から	350度50分	68.0mの標示杭
				基点23	基点22から	309度00分	146.0mの標示杭
				基点24	基点23から	55度30分	296.0mの標示杭
				基点25	基点24から	129度10分	869.0mの標示杭
				水域の標示			
				補助点1	基点1から	50度00分	57.0mの標示杭
				補助点2	基点3から	6度30分	58.0mの標示杭
				補助点3	基点4から	94度00分	48.0mの標示杭
				補助点4	基点12から	31度10分	100.0mの標示杭
				補助点5	基点12から	48度00分	71.0mの標示杭
				補助点6	基点25から	38度50分	65.0mの標示杭

長崎県告示第534号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域として次のとおり指定する。

なお、大村湾沿岸日並港海岸日並地区海岸久留里地先海岸に係る海岸保全区域（昭和33年長崎県告示第170号）は、廃止する。関係図面は、長崎県土木部港湾課備付けの海岸保全区域台帳平面図のとおりである。

令和5年8月4日

長崎県知事 大石 賢吾

沿岸名	漁港名 港湾名 海岸	地区 海岸名 島名	地先 海岸名 島名	指 定 区 域																																								
大村湾	時津港	日並	久留里	<p>次の基点1から基点6まで順次直線で結んだ線、基点6と補助点1を結んだ直線、補助点1から補助点3までを順次直線で結んだ線、補助点3と基点7を結んだ直線、基点7と基点8を結んだ直線、基点8と補助点5を結んだ直線、補助点5と補助点4を結んだ直線及び基点1と補助点4を結んだ直線により囲まれた区域。</p> <p>基準点 長崎県西彼杵郡時津町日並郷字中曾根2212番7に設置された3級基準点（3-14） （北緯32度50分48.76秒、東経129度49分43.77秒） 以下「基準点」という。</p> <p>陸域の標示</p> <table border="1"> <tr> <td>基点1</td> <td>基準点から</td> <td>113度30分</td> <td>1,119.0mの標示杭</td> </tr> <tr> <td>基点2</td> <td>基点1から</td> <td>230度50分</td> <td>240.0mの標示杭</td> </tr> <tr> <td>基点3</td> <td>基点2から</td> <td>182度30分</td> <td>33.0mの標示杭</td> </tr> <tr> <td>基点4</td> <td>基点3から</td> <td>93度00分</td> <td>26.0mの標示杭</td> </tr> <tr> <td>基点5</td> <td>基点4から</td> <td>57度50分</td> <td>94.0mの標示杭</td> </tr> <tr> <td>基点6</td> <td>基点5から</td> <td>32度00分</td> <td>13.0mの標示杭</td> </tr> <tr> <td>基点7</td> <td>基点6から</td> <td>65度20分</td> <td>143.0mの標示杭</td> </tr> <tr> <td>基点8</td> <td>基点7から</td> <td>69度50分</td> <td>307.0mの標示杭</td> </tr> </table> <p>水域の標示</p> <table border="1"> <tr> <td>補助点1</td> <td>基点6から</td> <td>323度20分</td> <td>11.0mの標示杭</td> </tr> <tr> <td>補助点2</td> <td>基点1から</td> <td>199度40分</td> <td>69.0mの標示杭</td> </tr> </table>	基点1	基準点から	113度30分	1,119.0mの標示杭	基点2	基点1から	230度50分	240.0mの標示杭	基点3	基点2から	182度30分	33.0mの標示杭	基点4	基点3から	93度00分	26.0mの標示杭	基点5	基点4から	57度50分	94.0mの標示杭	基点6	基点5から	32度00分	13.0mの標示杭	基点7	基点6から	65度20分	143.0mの標示杭	基点8	基点7から	69度50分	307.0mの標示杭	補助点1	基点6から	323度20分	11.0mの標示杭	補助点2	基点1から	199度40分	69.0mの標示杭
基点1	基準点から	113度30分	1,119.0mの標示杭																																									
基点2	基点1から	230度50分	240.0mの標示杭																																									
基点3	基点2から	182度30分	33.0mの標示杭																																									
基点4	基点3から	93度00分	26.0mの標示杭																																									
基点5	基点4から	57度50分	94.0mの標示杭																																									
基点6	基点5から	32度00分	13.0mの標示杭																																									
基点7	基点6から	65度20分	143.0mの標示杭																																									
基点8	基点7から	69度50分	307.0mの標示杭																																									
補助点1	基点6から	323度20分	11.0mの標示杭																																									
補助点2	基点1から	199度40分	69.0mの標示杭																																									

			補助点3	基点7から	309度20分	46.0mの標示杭
			補助点4	基点1から	129度20分	38.0mの標示杭
			補助点5	基点8から	339度50分	47.0mの標示杭

長崎県告示第535号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第1項の規定に基づき、港湾隣接地域を次のとおり指定する。

令和5年8月4日

時津港港湾管理者 長崎県

代表者 長崎県知事 大石 賢吾

指定区域

時津港 日並地区（1）

① 位置

長崎県西彼杵郡時津町日並郷字白浜634番9から日並郷字釜島3631番2を経て久留里郷字新開1444番に至る区域。

② 区域

次の基点1から基点25まで順次直線で結んだ線、基点1から50度00分に引いた線、基点25から38度50分に引いた線及び水際線により囲まれた区域。

基準点

長崎県西彼杵郡時津町日並郷1056番1地先町道に設置された3級基準点（3-17）

（北緯32度51分8.07秒、東経129度49分22.06秒）

以下「基準点」という。

基点1	基準点から	353度20分	682.0mの標示杭
基点2	基点1から	141度30分	36.0mの標示杭
基点3	基点2から	128度00分	168.0mの標示杭
基点4	基点3から	144度00分	50.0mの標示杭
基点5	基点4から	192度00分	64.0mの標示杭
基点6	基点5から	233度30分	52.0mの標示杭
基点7	基点6から	186度30分	118.0mの標示杭
基点8	基点7から	174度30分	58.0mの標示杭
基点9	基点8から	195度30分	107.0mの標示杭
基点10	基点9から	86度30分	157.0mの標示杭
基点11	基点10から	359度10分	120.0mの標示杭
基点12	基点11から	39度30分	100.0mの標示杭
基点13	基点12から	129度10分	168.0mの標示杭
基点14	基点13から	125度00分	26.0mの標示杭
基点15	基点14から	129度20分	684.0mの標示杭
基点16	基点15から	225度40分	303.0mの標示杭
基点17	基点16から	153度40分	127.0mの標示杭
基点18	基点17から	122度30分	104.0mの標示杭
基点19	基点18から	210度30分	21.0mの標示杭
基点20	基点19から	130度40分	60.0mの標示杭
基点21	基点20から	39度40分	41.0mの標示杭
基点22	基点21から	350度50分	68.0mの標示杭
基点23	基点22から	309度00分	146.0mの標示杭
基点24	基点23から	55度30分	296.0mの標示杭
基点25	基点24から	129度10分	869.0mの標示杭

長崎県告示第536号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第1項の規定に基づき、港湾隣接地域を次のとおり指定する。

令和5年8月4日

時津港港湾管理者 長崎県

代表者 長崎県知事 大石 賢吾

指定区域

時津港 日並地区 (2)

① 位置

長崎県西彼杵郡時津町久留里郷字新開1439番30に隣接する無番地から久留里郷字合帰1番2を経て久留里郷字岩本282番3に至る区域並びに久留里郷字岩本292番2、292番3、292番7、292番6、292番5に至る区域。

② 区域

次の基点1から基点6まで順次直線で結んだ線、基点1から129度20分に引いた線及び基点6から323度20分に引いた線及び水際線により囲まれた区域。また、次の基点7と基点8を直線で結んだ線、基点7から309度20分に引いた線及び基点8から339度50分に引いた線及び水際線により囲まれた区域。

基準点

長崎県西彼杵郡時津町日並郷字中曾根2212番7に設置された3級基準点 (3-14)

(北緯32度50分48.76秒、東経129度49分43.77秒)

以下「基準点」という。

基点1	基準点から	113度30分	1,119.0mの標示杭
基点2	基点1から	230度50分	240.0mの標示杭
基点3	基点2から	182度30分	33.0mの標示杭
基点4	基点3から	93度00分	26.0mの標示杭
基点5	基点4から	57度50分	94.0mの標示杭
基点6	基点5から	32度00分	13.0mの標示杭
基点7	基点6から	65度20分	154.0mの標示杭
基点8	基点7から	69度50分	307.0mの標示杭

長崎県告示第537号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第7条第1項及び第9項第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、土砂災害警戒区域に関する公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県五島振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

令和5年8月4日

長崎県知事 大石 賢吾

箇所番号	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の種別	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
五島(奈留)-(急)-364	五島市奈留町大串	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	公示図書中の図面において表示
五島(奈留)-(急)-365	五島市奈留町大串	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
五島(奈留)-(急)-366	五島市奈留町大串	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
五島(奈留)-(急)-367	五島市奈留町大串	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
五島(奈留)-(急)-368	五島市奈留町大串	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
五島(奈留)-(急)-369	五島市奈留町大串	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	

五島(奈留)-(急)-371	五島市奈留町大串	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-372	五島市奈留町大串	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-376	五島市奈留町大串	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-385	五島市奈留町大串	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-385-2	五島市奈留町大串	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-390	五島市奈留町大串	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-394	五島市奈留町大串	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-395	五島市奈留町大串	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-396	五島市奈留町大串	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-398	五島市奈留町大串	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-399	五島市奈留町大串	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-400	五島市奈留町大串	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-403	五島市奈留町大串	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-407	五島市奈留町大串	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-413	五島市奈留町大串	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-414	五島市奈留町大串	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-415	五島市奈留町大串	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-416	五島市奈留町大串	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-421	五島市奈留町大串	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-421-2	五島市奈留町大串	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-428	五島市奈留町大串	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-431	五島市奈留町大串	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

五島(奈留)-(急)-087	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-088	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-098	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-100	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-103	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-105	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-107	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-110	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-118	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-132	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-322	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-333	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-334	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-335	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-336	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-338	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-349	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-349-2	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-350	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-351	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-352	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-354	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

五島(奈留)-(急)-355	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-356	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-357	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-358	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-360	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-362	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-363	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-363-2	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-433	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-439	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-440	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-441	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-442	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-443	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-444	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-446	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-447	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-448-2	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-450	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-451	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-453	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-456	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

五島(奈留)-(急)-457	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-460	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-461	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-463	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-464	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-466	五島市奈留町浦	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-041	五島市奈留町船廻	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-043	五島市奈留町船廻	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-044	五島市奈留町船廻	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-046	五島市奈留町船廻	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-048	五島市奈留町船廻	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-049	五島市奈留町船廻	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-050	五島市奈留町船廻	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-054	五島市奈留町船廻	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-055	五島市奈留町船廻	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-056	五島市奈留町船廻	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-057	五島市奈留町船廻	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-061	五島市奈留町船廻	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-062	五島市奈留町船廻	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-064	五島市奈留町船廻	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-066	五島市奈留町船廻	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-072	五島市奈留町船廻	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

五島(奈留)-(急)-074	五島市奈留町船廻	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-075	五島市奈留町船廻	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-079	五島市奈留町船廻	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-080	五島市奈留町船廻	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-080-2	五島市奈留町船廻	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-218	五島市奈留町船廻	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-219	五島市奈留町船廻	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-225	五島市奈留町船廻	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-231	五島市奈留町船廻	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-232	五島市奈留町船廻	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-234	五島市奈留町船廻	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-240	五島市奈留町船廻	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-240-2	五島市奈留町船廻	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-241	五島市奈留町船廻	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-242	五島市奈留町船廻	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-243	五島市奈留町船廻	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-248	五島市奈留町船廻	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-001	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-003	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-004	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-005	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-006	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

五島(奈留)-(急)-007	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-009	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-010	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-018	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-019	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-021	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-024	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-025	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-026	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-028	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-032	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-033	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-034	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-035	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-036	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-037	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-141	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-142	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-154	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-158	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-159	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-163	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

五島(奈留)-(急)-164	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-166	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-177	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-178	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-179	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-180	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-181	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-182	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-182-2	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-183	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-184	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-184-2	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-185	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-187	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-188	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-189	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-195	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-198	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-200	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-209	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-210	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-212	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

五島(奈留)-(急)-213	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-213-2	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-250	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-251	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-260	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-262	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-263	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-264	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-265	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(急)-271	五島市奈留町泊	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(土)-210	五島市奈留町大串	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(土)-211	五島市奈留町大串	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(土)-212	五島市奈留町大串	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(土)-236	五島市奈留町大串	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(土)-239	五島市奈留町大串	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(土)-247	五島市奈留町大串	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(土)-081	五島市奈留町浦	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(土)-200	五島市奈留町浦	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(土)-204	五島市奈留町浦	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(土)-263	五島市奈留町浦	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(土)-264	五島市奈留町浦	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(土)-273	五島市奈留町浦	土石流	警戒区域、特別警戒区域

五島(奈留)-(土)-279	五島市奈留町浦	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(土)-280	五島市奈留町浦	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(土)-283	五島市奈留町浦	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(土)-043	五島市奈留町船廻	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(土)-049	五島市奈留町船廻	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(土)-051	五島市奈留町船廻	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(土)-052	五島市奈留町船廻	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(土)-054	五島市奈留町船廻	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(土)-055	五島市奈留町船廻	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(土)-057	五島市奈留町船廻	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(土)-058	五島市奈留町船廻	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(土)-059	五島市奈留町船廻	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(土)-149	五島市奈留町船廻	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(土)-151	五島市奈留町船廻	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(土)-155	五島市奈留町船廻	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(土)-157	五島市奈留町船廻	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(土)-159	五島市奈留町船廻	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(土)-007	五島市奈留町泊	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(土)-008	五島市奈留町泊	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(土)-026	五島市奈留町泊	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(土)-122	五島市奈留町泊	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(土)-131	五島市奈留町泊	土石流	警戒区域、特別警戒区域

五島(奈留)-(土)-135	五島市奈留町泊	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(土)-137	五島市奈留町泊	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(土)-138	五島市奈留町泊	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(土)-163	五島市奈留町泊	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(土)-171	五島市奈留町泊	土石流	警戒区域、特別警戒区域
五島(奈留)-(土)-173	五島市奈留町泊	土石流	警戒区域、特別警戒区域

長崎県告示第538号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を平成29年7月21日長崎県告示第544号による赤迫（2）地区急傾斜地崩壊危険区域に追加指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県長崎振興局建設部において縦覧に供する。

令和5年8月4日

長崎県知事 大石 賢吾

指定区域の名称		赤迫（2）		
	市町名	大字	字	地番
所在地	長崎市	赤迫2丁目		376番5の一部、376番13、376番15、376番21
		泉3丁目		716番1の一部、716番2、717番1の一部、717番26
		住吉台町		717番12の一部、717番14の一部、717番23の一部

公 告

一般競争入札の実施（公告）

次のとおり、総合評価一般競争入札を行うので公告する。

令和5年8月4日

長崎県知事 大石 賢吾

1 競争入札に付する事項

- (1) 事業番号 R5-16080-01197
- (2) 事業名 令和5年度長崎県P P A方式による県有施設への太陽光発電設備等導入事業
- (3) 事業の仕様等 仕様書のとおり。
- (4) 事業期間 仕様書のとおり。
- (5) 履行場所 仕様書のとおり。
- (6) 事業概要 仕様書のとおり。

2 入札参加資格

一般競争入札の参加者の資格等（告示）（令和5年8月4日付）に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を得ていること。

3 入札の方法等

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項の規定による総合評価一般競争入札で行うので、別に定める技術提案書等作成要領に基づく技術提案書等及び施設ごとの契約希望単価を記載した入札書を提出しなければならない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札は、別に指定する入札書（様式第6号）及び入札用封筒（様式第7号）に必要事項を記載して、記名押印の上、入札当日に入札者又はその代理人が直接入札箱に投函すること。なお、電送及び郵便による入札は認めない。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。
- (5) 入札執行回数は3回を限度とする。
- (6) 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。
- (7) 当該契約に関する事務を担当する部局等の名称等
名称 長崎県 県民生活環境部 地域環境課 温暖化対策班
住所 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号
電話 095-895-2512（直通）
- (8) 技術提案書の提出期限及び場所
期限 令和5年9月14日（木）午後5時
場所 (7)の部局に直接持参、又は郵送すること。
- (9) 提案者によるプレゼンテーションの実施
期日 令和5年10月12日（木）
※ 開始時間、場所、実施方法は別途通知する。
- (10) 入札の期日及び場所
期日 令和5年10月18日（水）午前10時
場所 長崎県庁6階 601会議室（長崎市尾上町3番1号）
入札当日が悪天候（大雨等）等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に(7)の部局へ連絡すること。
- 4 入札説明書等の交付期間及び場所
期間 この公告の日から令和5年8月18日（金）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
場所 3の(7)の部局。なお、県ホームページ（<https://www.pref.nagasaki.jp/section/chiikikankyo/>）から入手することもできる。
- 5 契約事項を示す場所
3の(7)の部局とする。
- 6 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
免除する。
 - (2) 契約保証金
免除する。
- 8 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状（様式第8号）の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 9 入札の無効
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(7)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
 - (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
 - (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
 - (6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (7) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (8) 入札者が入札条件に違反したとき。
 - (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
 - (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
 - (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
 - (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
 - (13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 10 最低制限価格
設定しない。
- 11 落札者の決定方法
- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である入札参加者のうち、技術提案書の審査に基づく技術評価点及び入札金額に基づく価格評価点の合計点（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。総合評価点の最も高い入札者が2者以上あるときは、技術評価点の高い入札者を落札者とする。さらに、技術評価点の最も高い入札者が2者以上あるときは、くじにより決定するものとし、この場合において、くじに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。
 - (2) 技術評価点は、基礎点50点と加算点1,060点の合計1,110点とし、基礎点を与える必須項目において、一項目でも技術提案書審査委員会において基準を満たしていないとされた場合の技術提案書は不合格とする。
 - (3) 価格点は1,110点とし、入札価格に応じて点数を与える。
 - (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。この場合、次順位者を落札者とする。
 - (5) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。この場合、次順位者を落札者とする。
- 12 入札における注意点
- (1) 対象施設ごとに設計単価、予定数量（年間PPA電力自家消費量）を設定し、両者を乗じて対象施設ごとの年間想定購入価格を定めており、対象施設の年間想定購入価格の合計を予定価格としている。
 - (2) 全ての対象施設において、年間想定購入価格の範囲内で入札された入札書のみを有効とする（いずれかの施設で年間想定購入価格を超過した場合、予定価格を下回る入札であったとしても超過として取扱う。）。
 - (3) 技術提案書等の予定数量は、県の設定した予定数量に合わせる必要はない。
- 13 落札者決定基準
落札者決定基準については、別に定める。
- 14 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
 - (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
 - (3) 本公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び長崎県財務規則の定めるところによる。
 - (4) その他、詳細は入札説明書による。

土地改良区の役員の就任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、郷ノ浦東部土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があった。

令和5年8月4日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所
長 嶋 真由美	壱岐市郷ノ浦町初山東触375
山 内 美恵子	壱岐市郷ノ浦町志原南触2093

土地改良区の役員の就任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、芦辺土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があった。

令和5年8月4日

長崎県知事 大石 賢吾

就 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所
眞 竹 みき子	壱岐市芦辺町諸吉南触1041
米 倉 佐代子	壱岐市芦辺町中野郷東触1426

県営換地変更計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第5項の規定に基づき、県営農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業（耕作放棄地型））有喜南部地区につき換地計画を変更したので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、換地変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、同法第89条の2第4項で準用する同法第87条第8項の規定による裁決に不服がある者は、長崎県（知事が被告の代表者となる。）を被告として、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に審査請求の裁決に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和5年8月4日

長崎県知事 大石 賢吾

- 縦覧に供する書類
有喜南部地区換地変更計画書の写し
- 縦覧期間
令和5年8月4日から令和5年8月24日まで
- 縦覧場所
平 日：諫早市役所農林水産部農地保全課
土日祝日：諫早市役所本館1階管理室

砂利採取業務主任者試験の実施（公告）

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和5年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和5年8月4日

長崎県知事 大石 賢吾

- 試験の実施期日
実施日時 令和5年11月10日（金曜日）午前10時から

試験時間 2時間

午前9時50分から試験について説明を行うので、午前9時45分までに受付を終えること。

2 試験の実施場所

長崎市尾上町3番1号

長崎県庁 3階 320会議室

3 試験科目

(1) 砂利の採取に関する法令

(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

4 受験願書の受付期間及び提出先

受付期間 令和5年10月13日（金曜日）から令和5年10月27日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

提出方法 持参又は郵送による。（郵送の場合、受付期限の令和5年10月27日（金曜日）午後5時必着。）

提出先 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

長崎県土木部監理課 砂利・採石業指導班

5 受験手数料

8,100円（受験願書に長崎県収入証紙をはり付けて納付すること。）

6 その他

(1) 受験希望者で願書を必要とする場合は、長崎県土木部監理課又は最寄りの振興局建設部、土木維持管理事務所に申し込むこと。

(2) 受験願書提出に際しては、受験者本人の写真（願書提出前6月以内に撮影した正面上半身像で、大きさは縦6cm×横4cm、裏に撮影年月日、氏名及び年齢を記入。）2枚及び84円切手を貼った返信用封筒を添付すること。

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局九州技術事務所長から公共測量（MMSによる画像データ・レーザー点群データ計測）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和5年8月4日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
長崎県松浦市、佐々町、佐世保市	令和5年8月10日から 令和5年12月28日まで

落札者等（公示）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和5年8月4日

長崎県知事 大石 賢吾

1 物品等の名称及び数量

① 複合機用トナーカートリッジ外購入（単価契約）

（内訳は別表のとおり）

② 交通管制センター上位装置の賃貸借及び保守 1式

③ X線マイクロアナライザの賃貸借及び保守 1式

④ 初動捜査支援システムの賃貸借及び保守 1式

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

名称 長崎県警察本部警務部会計課（調度係）

住所 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号

電話 095-820-0110

3 調達方法

- ① 購入
- ② 賃貸借
- ③ 賃貸借
- ④ 賃貸借

4 契約方法

一般競争入札

5 落札決定日

- ① 令和5年5月30日
- ② 令和5年6月22日
- ③ 令和5年7月19日
- ④ 令和5年7月19日

6 落札者

- ① 長崎市田中町585番地5
扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 瀧口 晴樹
- ② 東京都千代田区神田練塀町3番地
東京センチュリー株式会社 代表取締役 馬場 高一
- ③ 東京都品川区北品川5-5-15大崎ブライトコア
オリックス・レンテック株式会社 代表取締役社長 細川 展久
- ④ 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
株式会社J E C C 営業統括本部長 飯倉 義一

7 落札価格

- ① 別表のとおり（消費税及び地方消費税を含まない。）
- ② 373,920,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）
- ③ 56,784,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）
- ④ 311,640,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

8 入札公告日

- ① 令和5年4月11日
- ② 令和5年5月2日
- ③ 令和5年5月30日
- ④ 令和5年5月30日

9 落札方式

最低価格

別表

品 名	規 格	予定数量	単 価
トナーカートリッジ	富士ゼロックスCT202630黒色	270本	42,000円
トナーカートリッジ	富士ゼロックスCT202631青色	200本	30,400円
トナーカートリッジ	富士ゼロックスCT202632赤色	220本	30,400円
トナーカートリッジ	富士ゼロックスCT202633黄色	200本	30,400円
トナーカートリッジ	富士ゼロックスCT203138黒色	110本	47,700円
トナーカートリッジ	富士ゼロックスCT203139青色	90本	34,600円
トナーカートリッジ	富士ゼロックスCT203140赤色	90本	34,600円

トナーカートリッジ	富士ゼロックスCT203141黄色	90本	34,600円
ドラムカートリッジ	富士ゼロックスCT351104	200本	68,900円
トナー回収ボトル	富士ゼロックスCWAA0901	390本	4,000円

発行者
長崎県
尾上町三番一号

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第37号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定に基づき、指定を受けた者から変更の届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年8月4日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名		運転免許取得者等教育に使用する施設の名称及び所在地
変更後	変更前	
<ul style="list-style-type: none"> 株式会社共立自動車学校 佐世保市椎木町320番地 長島 正太郎 	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社共立自動車学校 佐世保市椎木町320番地 長島 正 	<ul style="list-style-type: none"> 壱岐市自動車教習所 壱岐市郷ノ浦町田中触991-1
		<ul style="list-style-type: none"> 対馬市厳原自動車教習所 対馬市厳原町久田416

電話代表
直通
(八二四)
二二二
二二四

長崎県公安委員会告示第38号

運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第8条第1項の規定に基づき、指定を受けた者から変更の届出があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年8月4日

長崎県公安委員会委員長 瀬戸 牧子

法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名		運転免許取得者等検査に使用する施設の名称及び所在地
変更後	変更前	
<ul style="list-style-type: none"> 株式会社共立自動車学校 佐世保市椎木町320番地 長島 正太郎 	<ul style="list-style-type: none"> 株式会社共立自動車学校 佐世保市椎木町320番地 長島 正 	<ul style="list-style-type: none"> 壱岐市自動車教習所 壱岐市郷ノ浦町田中触991-1
		<ul style="list-style-type: none"> 対馬市厳原自動車教習所 対馬市厳原町久田416

印刷所
長崎県
壱岐市
樺島町八番十二号

株式会社
クイック
プリン
田宏
弥ト